

知っていますか？ 可燃ごみの30%は生ゴミです。

え〜!!

駒ヶ根市では、生ごみの減量化・堆肥化のために、
生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入に補助金を交付します。

◇ 補助の対象は次の2種類です。

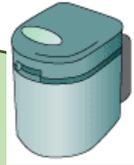
生ごみ処理容器



1世帯2台まで
購入金額の2/3
限度額 4,000円



生ごみ処理機



1世帯1基
購入金額の1/2
限度額 25,000円



◇ 補助金を受けるために、次のすべてを満たすことが条件となります。

- ① 市内に居住していて、住民票の記載があること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 市内の販売店から購入していること。
- ④ 生ごみ処理に関する市の調査に協力できること。
- ⑤ 過去に当該補助を受けた場合は、交付を受けた日から5年を経過していること。

◇ 補助の手続きには以下のものが必要となります。

- ① 駒ヶ根市生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（印鑑）
- ② 補助金振込先の口座番号・名義がわかるもの
- ③ 領収書の写し
- ④ カタログ又は取扱説明書の写し



※申請の手続きは、購入した年度内に限らせていただきます。

お問合せ先 駒ヶ根市役所 民生部 生活環境課 環境衛生係
Tel 0265-83-2111 内線 541~543